

# 裁判手続等 のIT化について

平成29年12月11日

内閣官房

日本経済再生総合事務局

# 世界銀行“Doing Business”における日本のランキング

- 日本はOECD35か国中、電力事情と破たん処理を除いて総じて低い評価。
  - ・契約執行の項目では「裁判手続の質の指標」において「事件管理」、「裁判の自動化」のptが低い。

## 項目別順位 (2018年版)

項目	OECD順位 (35か国)	世界順位 (190か国)
法人設立	32 (↓1)	106 (↓17)
建設許可	21 (↑2)	50 (↑10)
電力事情	9 (→)	17 (↓2)
不動産登記	26 (↓1)	52 (↓3)
信用供与	22 (↑4)	77 (↑5)
少数投資家保護	24 (↑2)	62 (↓9)
納税	29 (→)	68 (↑2)
輸出入	28 (→)	51 (↓2)
契約執行 (裁判所執行)	23 (→)	51 (↓3)
破綻処理	1 (↑1)	1 (↑1)

単位 : pt

主な項目	現状 スコア
裁判手続の質の指標 (0-18)	7.5
裁判所の構成及び裁判手続 (0-5)	3.0
商事事件専門部の存否、少額裁判(手続の有無、本人訴訟の可否)、裁判前の差押手続の有無、事件の配点、男女による証言価値の違い	
事件管理 (0-6)	1.0
時間的基準(法的基準の有無、3つ以上の基準の定めの有無、基準の遵守)、滞留案件(件数の制限、例外的な場合への制限、制限の遵守)、報告書の存否、裁判前協議手続の有無、裁判官用電子案件管理ツールの有無、弁護士用電子案件管理ツールの有無	
裁判の自動化 (0-4)	1.0
電子的手段による申立て、電子的手段による訴状送達、電子的手段による裁判費用の支払い、判決の公開(全件又は上級裁判所判決の公開)	
裁判外紛争解決手続 (0-3)	2.5
仲裁手続、あっせん・調停(自発的な利用の可否、手続法の有無、金銭的インセンティブ)	

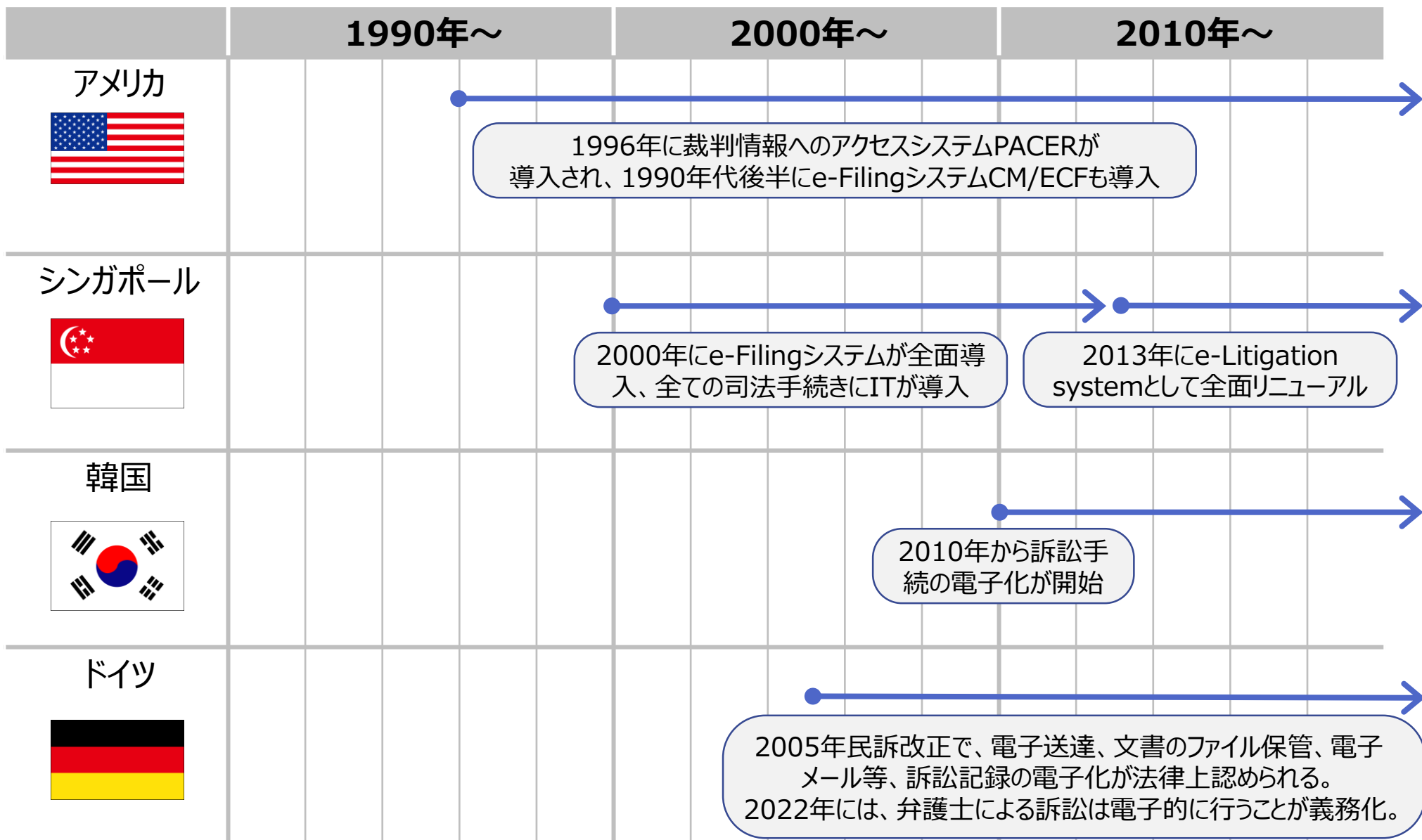
# 未来投資戦略 2017

Society 5.0の実現に向けた改革

- 迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため、諸外国の状況も踏まえ、裁判における手続保障や情報セキュリティ面を含む総合的な観点から、関係機関等の協力を得て利用者目線で裁判に係る手続等のIT化を推進する方策について速やかに検討し、本年度中に結論を得る。

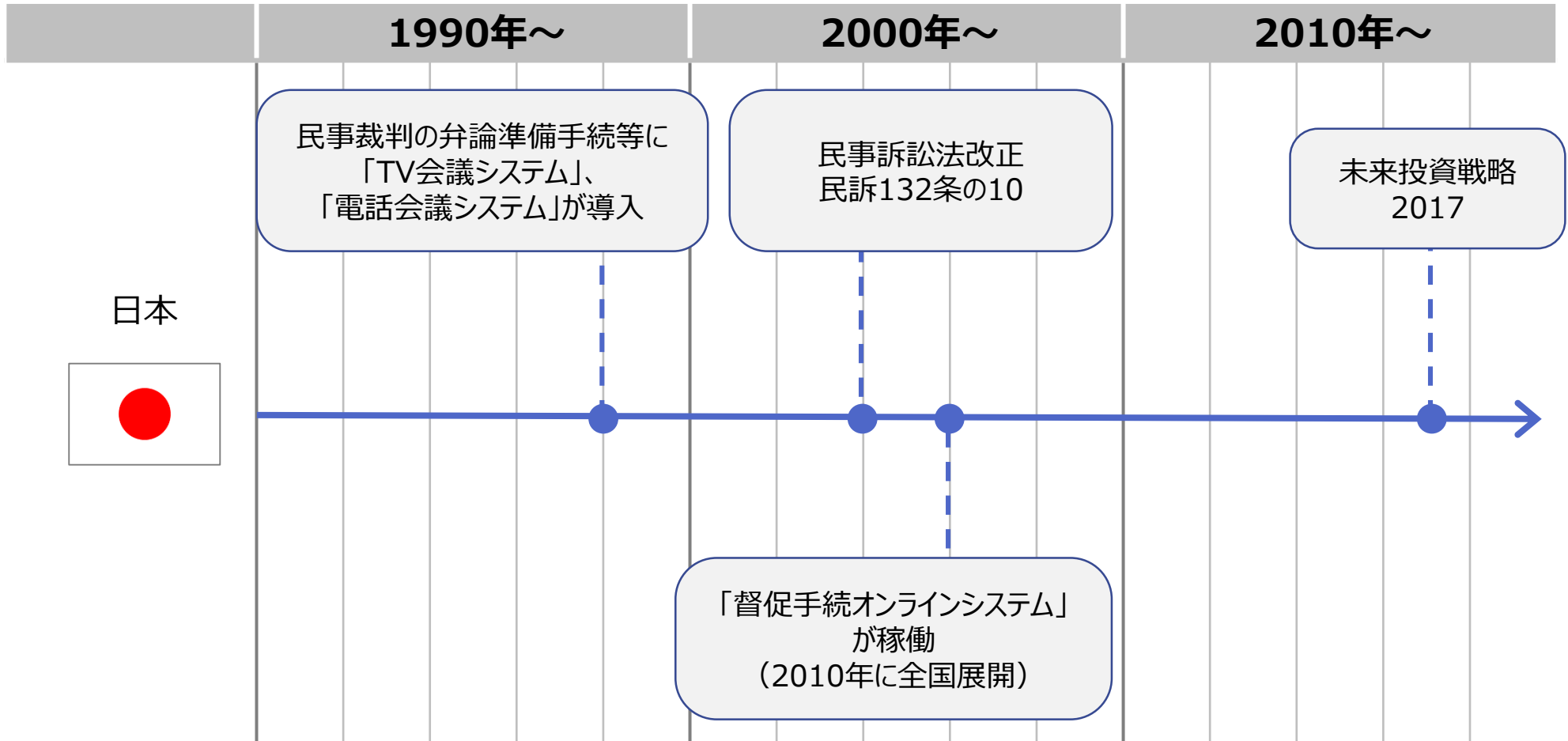
「未来投資戦略2017（具体的施策）」P112

# 主な諸外国の現状について



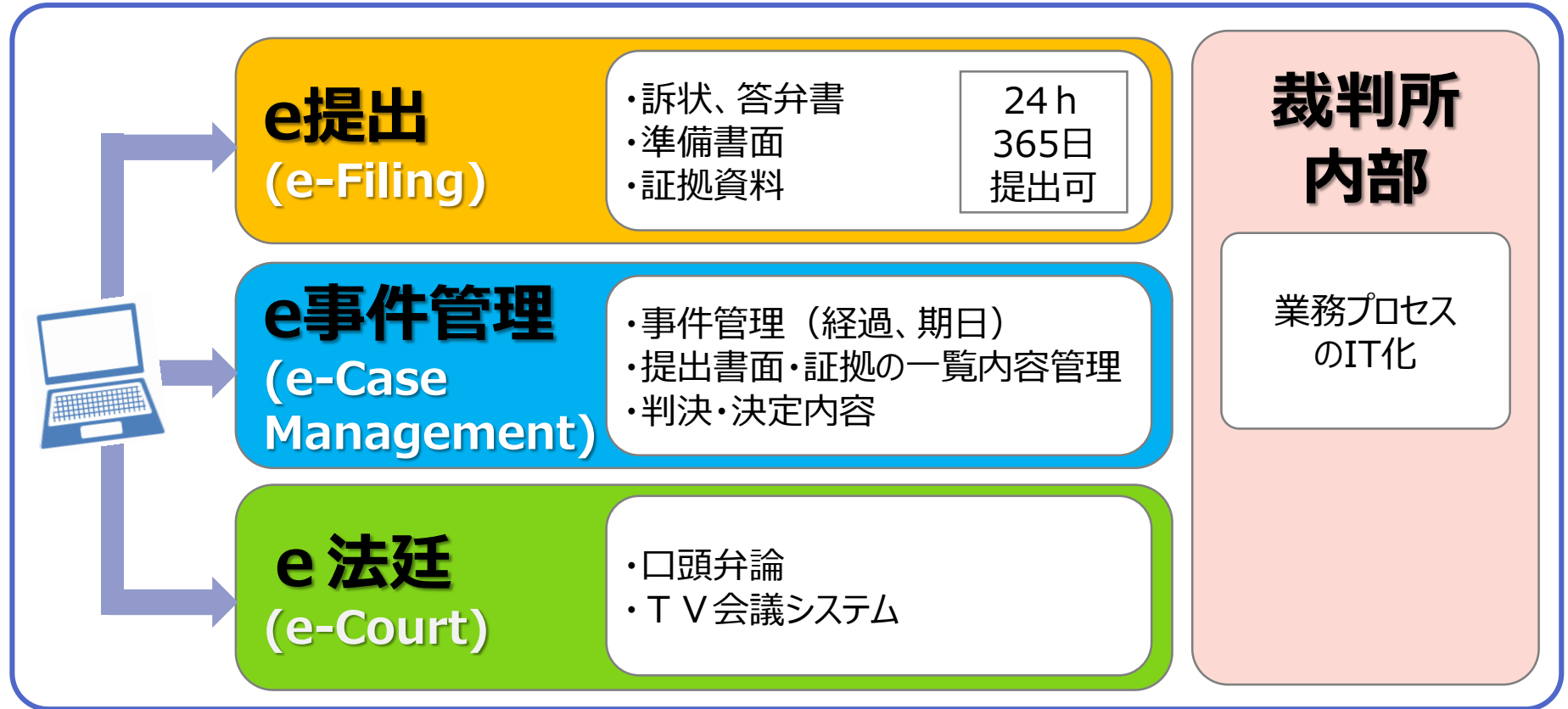
# 日本の現状について

- 2004年11月に司法制度改革推進本部が解散し10数年が経過。2004年にオンライン化の法律改正。札幌地裁において、民事訴訟における一部の申立て等についてオンライン申立てシステムを試行運用（2009年3月運用停止）。
- 督促手続オンラインシステム（2006年導入）



# 裁判手続のIT化の検討対象イメージ

## 1. 民事訴訟手続



## 2. 民事訴訟以外の手続



1. 裁判手続等のIT化ニーズ・課題

2. 諸外国の動向

3. 裁判手続のIT化の内容・範囲

4. 本人訴訟に対応する方策

5. 情報セキュリティ対策の在り方

## 裁判手続等のIT化ニーズ

- 書面・書証の提出に、**交通費、郵送料、印刷代のコスト**がかかる。
- **電子的手段で書面等を送付**できるようにすべき。**外部と内部で書類の返還作業（紙→PDF、PDF→紙）にコストが発生**している。
- 遠隔地での裁判では、**弁護士の旅費・日当や、傍聴のため社員の旅費、出張手当等のコストが発生**。
- **フリーアドレス制**でオフィスに書類を置かないため**裁判関係書類の保管に困る**。
- **電子図書館の訴訟記録版**のようなものができれば**大変便利**。
- **民事保全、民事執行手続、差し押さえ、仮差し押さえ、仮処分あるいは競売手続**のe-Filingを実現してほしい。
- **倒産、執行（競売）もIT化の検討対象としてあり得る**のではないか。



## 裁判手続のIT化の内容・範囲①

### (1) 申立てや記録の電子化

- 書面（紙）と電子の入り交ったやり取りを改善して欲しい。
- 訴訟等をインターネットでするようにして、訴訟記録全体を電子化されたものとすべき。
- 当事者が裁判所に来なくても手続を進められるようにすべき。
- 紙をPDFするのでなくテキスト化して、その中にある情報をうまく使うようなシステムをつくるべき。

## 裁判手続のIT化の内容・範囲②

### (2) 事件管理の電子化

- **裁判の進捗**を分かるようにして欲しい。
- **企業内の訴訟管理に活用可能な形でIT**して欲しい。
- **当事者が記録にすぐにアクセスできれば、透明性が向上しコミュニケーションが向上する**
- **判例、裁判例を公開**することで、**利便性が向上したり、予測可能性を高めることができる**

## 裁判手続のIT化の内容・範囲③

### ＜裁判記録の公開範囲＞

- 利便性の追求と裁判記録の公開、これは分けて議論すべきではないか。
- 判決文をもっと電子化・公開して欲しい。遵法のために参照したい。
- プライバシーや、企業の営業秘密について配慮が必要。
- 企業のブランドイメージがあるので裁判となっていることは他に知られたくない。
- 衆人監視が多くなると、裁判がしがたくなる恐れがある。泣き寝入りを懸念。

## 裁判手続のIT化の内容・範囲④

### (3) 法廷の電子化

- 遠隔地からの裁判への参加。
- 運用面でも遠隔裁判では**TV会議の活用が当たり前になると、代理人も安心して出頭に変えやすい**のではないかと。
- 遠隔地への**移動が困難な人**にとっても、利便性は高くなる。
- TV会議制度が導入されると、遠隔地でも**傍聴してより正確な訴訟管理、訴訟把握**ができる。
- 「**柔軟な期日対応**」「**出廷の必要性に応じた期日対応**」を検討して欲しい。
- **もっと事前に期日を決めたい**。日程調整だけの期日などはTV会議で実施し、**当事者がすべて集まらないように工夫**すべき。

## 裁判手続のIT化の内容・範囲⑤

### (4) IT化で念頭に置く民事紛争の対象、優先度

- 中長期的には、種別を問わずに、広く裁判手続はIT化されるべき。まずは**基本**となる**一般民事訴訟での導入**を正面から目指すべき。
- **民事保全、民事執行手続、差し押さえ、仮差し押さえ、仮処分あるいは競売手続**のe-Filingを実現し、利便性を向上させてほしい。
- **裁判(勝訴)から、執行への2段階の手続等**をシームレスにして欲しい。
- 裁判で勝っても**スムーズに執行手続ができない**。すぐに執行できるようにして欲しい。**訴訟費用回収までのスピードをもっと速く**して欲しい。

## 裁判手続のIT化の内容・範囲⑥

### (5) 審理の効率化・迅速化を進めるIT化方策

- 訴訟等は一般的にインターネットで行い、訴訟記録全体を電子化すべき。紙の書類と電子的な記録が混在するという状況は生じないようにすべき。
- 情報が紙に記載されていることをベースとするIT化ではなくて、情報をそのまま利用するIT化を目指すべき。
- e-Courtになれば、短い時間で、移動時間なく期日を入れられ、訴訟の迅速化になる。
- Skypeのようなオープンなネットワークを使用することも、当然検討すべき。
- 訴訟中に社長が変更となると届出が必要になり、登記の添付が必要。添付不要（行政とのデータ連動）・もしくはコピーでも可にできないか。

## 本人訴訟に対応する方策

- ITリテラシーの低い利用者の**裁判を受ける権利をどのように保障するか**課題。
- **高齢者や障害者への対応が課題**。裁判手続を本人がする場合は、説明とか、書面作成についての**十分なサポート体制が確立されるべき**。
- 消費者に**身近な、わかりやすく、利用しやすい制度**とすべき。
- **裁判(勝訴)から、執行の2段階の手続等**をしないと、お金を返してもらえずハードルが高い。

# 前回のご指摘概要

## 情報セキュリティ対策の在り方

- **情報漏えいやデータの消失**といった問題への対処方法は検討する必要がある。ただ、それを**心配し過ぎて**、IT化の推進による**当事者の利便性向上の道を閉ざしてしまうわけにはいかない**。
- 消費者にとって、自分自身のパソコンの不具合、あるいはシステムダウンとかが起きたときの対処など、**セキュリティの問題が不安**。
- **標準化ということも念頭に置いて検討を進めるべき**。



# 海外の状況①

記録の電子化  
申立てや

事件管理の電子化

韓国 	シンガポール 	ドイツ 
<ul style="list-style-type: none"> <li>対象:特許法院、民事通常事件、家事事件、行政事件、破産・再生事件、執行事件、非訟事件</li> <li>方法:書面 (Word、PDF)、証拠 (PDF、JPG等) を裁判所サイトにアップロード</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申立ての内容ごとにプラットフォームにそって必要情報を記入</li> <li>添付書面はPDF化しアップロード</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律上は、訴え、申立て、その他の書面並びに手続に関連する全ての文書の電子的提出が可能</li> <li>督促手続、及び、全ての登記裁判所においても、電子的法情報交換が可能 (ただし、現時点では進んでいない。)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>ポータルサイトで自分が関連する事件の情報を確認できる</li> </ul> <p>[情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提起した事件の一覧</li> <li>各事件の進行状況</li> <li>送達された文書の一覧</li> <li>お知らせサービス</li> <li>事件の検索</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事件記録の一括管理・共有</li> <li>スケジュール管理</li> <li>ヒアリング期日のオンライン申込み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連邦特許裁判所で導入</li> <li>ランツフト地裁 (バイエルン州パイロットプロジェクト) にて裁判官は係属中のすべての事件を閲覧可</li> </ul>

# 海外の状況②

## 韓国



## シンガポール



## ドイツ



### 法廷の電子化

- 電子機器を備えた「テクノロジーコート」が、各裁判所の一部法廷に設置
- テレビ会議等で期日参加可 (利用率は低い)

- 自動録音→録音データは公的裁判記録に。
- TV会議システム
- モニター・スクリーン等が完備されたIT法廷
- 開廷表の電子化
- SMSによるヒアリング時間の告知

- 法律上は可能で、TV会議を導入するかは各裁判所の判断。
- 一方で、設備のない裁判所が多い模様であり、実際にはほとんど活用されていない可能性がある。

### 本人訴訟に 対応する方策

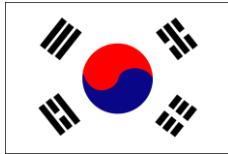
- (原則)同意がない限り電子訴訟を強制されない [片面的電子訴訟]
- 一方が電子訴訟、他方が紙訴訟の場合、裁判所がデジタル化

- 民事 = 本人訴訟可。
- 地方裁判所のサービス事務局に書面を持参し、費用負担して電子化

- 弁護士強制
- 地区裁判所：本人訴訟が可能→電子化を検討中

# 海外の状況③

## 韓国



[なりすまし・改ざん対策]  
・公認認証書によるログイン・  
文書認証

[外部からの攻撃]  
・多重防御  
・暗号化

## シンガポール



- ・サイバーセキュリティについて  
行政と裁判所は同じ基準を  
採用
- ・データの管理・保管は行政も  
裁判所も同じ場所
- ・アクセス権限は区別

## ドイツ



- ・サイバーセキュリティについて  
行政と裁判所は同じ基準を  
採用
- ・データの管理・保管は行政も  
裁判所も同じ場所
- ・アクセス権限は区別

セキュリティ

# 今後の検討項目（案）

## 1. 裁判手続等のIT化ニーズ・課題

- ・書類（紙）の作成・保管・郵送コスト
- ・遠隔地の裁判、物理的な移動時間
- ・訴訟記録の電子的管理
- ・訴訟全体のスケジュール管理・期日調整
- ・判決の電子化・公開
- ・訴訟から執行までのシームレスな手続
- ・倒産・執行（競売）のIT化

## 2. 諸外国の動向

## 3. 裁判手続のIT化の内容・範囲

### (1) 申立てや記録の電子化

#### ① 裁判手続

- ・手続（申立て）・裁判を電子のみか、紙と電子の併存か
- ・送達のやり方

#### ② 訴訟記録

- ・原本は紙か電子か、併存か

## 3. 裁判手続のIT化の内容・範囲（つづき）

### (2) 事件管理の電子化

- ・進行や裁判記録(期日情報を含む)のあり方

### (3) 法廷の電子化

- ・テレビや電話会議の対象拡大など

### (4) IT化で念頭に置く民事紛争の対象、優先度

- ・民事訴訟
- ・民事非訟（倒産・執行（競売など））

### (5) 審理の効率化・迅速化を進めるIT化方策

## 4. 本人訴訟に対応する方策

- ・紙の併存か、サポート体制か

## 5. 情報セキュリティ対策の在り方